

## 八王子市ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する支援実施要綱

制 定 平成27年(2015年)8月7日

### (目的)

第1条 この要綱は、八王子市(以下「市」という。)が実施したヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(以下「HPVワクチン」という。)の接種後に、原因が明らかでない持続的な痛みやしびれ、脱力、不随意運動等の症状(以下「症状」という。)がHPVワクチンの副反応と診断された場合において、当該症状により日常生活に支障が生じている者に対し、時限的な措置として、現に症状を有している実態に即して適切な医療が受けられるよう支援することを目的とする。

### (支援内容)

第2条 現に症状を有する者に対し、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づくA類疾病に係る定期の予防接種による健康被害の救済措置に準じ次の支援を行う。

- (1) 現に症状を有する者に対し、その症状の治療にかかる医療費及び医療手当を給付すること。
- (2) 身体機能が失われていると診断された者に対し介護手当を給付すること。

### (対象者)

第3条 前条の支援の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市が実施するHPVワクチンの接種を受けた者(接種日時時点で市が実施するHPVワクチンの接種対象者で、市外で接種を受けた者を含む。)
- (2) HPVワクチンの接種後に、原因が明らかでない持続的な痛みやしびれ、脱力、不随意運動等の症状により日常生活に支障が生じている者
- (3) HPVワクチンの接種後の症状について第7条各号に掲げる医療機関においてHPVワクチンの副反応疑いであると診断がされ、かつ、予防接種法(昭和23年法律第68号)第12条第1項の規定による副反応疑い報告、又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条の10第2項の規定による副作用等の報告が厚生労働大臣にされている者(HPVワクチンとの因果関係が否定できない症状を含む。)

### (医療費)

第4条 市が給付する医療費の額は、症状の治療に係る次に掲げる医療に要した費用のうち、自己負担額(健康保険法(大正11年法律第70号)第86条の規定による保険外併用療養費選定療養に係る費用を除く。)を限度とする。

- (1) 診察
- (2) 検査
- (3) 薬剤又は治療材料
- (4) 医学的処置、手術及びその他の治療

(5) 入院

(医療手当)

第5条 市が給付する医療手当は、症状の治療に係る前条各号に掲げる医療を受けた月に限り、1月につき次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、月を単位として給付する。

- (1) その月において前条第1号から第4号までのいずれかに掲げる医療を受けた日数が3日以上の場合 37,000円
- (2) その月において前条第1号から第4号までのいずれかに掲げる医療を受けた日数が3日未満の場合 35,000円
- (3) その月において前条第5号に掲げる医療を受けた日数が8日以上の場合 37,000円
- (4) その月において前条第5号に掲げる医療を受けた日数が8日未満の場合 35,000円
- (5) 同一の月において、前条第1号から第4号までのいずれかに掲げる医療と同項第5号に掲げる医療の双方を受けた場合 37,000円

(介護手当)

第6条 市が給付する介護手当は、HPVワクチンの副反応として予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)に定める障害の状態にある者で、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院していない者に対し、1月につき次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、月を単位として給付する。

- (1) 申請時に18歳未満の者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - ア 予防接種施行令別表第1で定める1級に該当する場合、70,358円
  - イ 予防接種施行令別表第1で定める2級に該当する場合、46,908円
- (2) 申請時に18歳以上の者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
  - ア 予防接種施行令別表第2で定める1級に該当する場合、70,358円
  - イ 予防接種施行令別表第2で定める2級に該当する場合、46,908円

(対象医療機関)

第7条 第4条及び第5条に規定する医療費及び医療手当の給付は、次に掲げる医療機関での医療を対象とする。

- (1) 厚生労働省が定めるヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める専門医療機関

(給付対象期間)

第8条 給付の対象期間は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める日からとする。

- (1) 医療費及び医療手当については、市が実施するHPVワクチン接種後の副反応症状に対する第4条各号に掲げる医療を受けた日
- (2) 介護手当については、第6条第1項の障害の状態にあると診断された日

2 給付の終了は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による健康被害救済制度や特定疾患医療給付等他の公的制度による給付を受けた時期、または障害者認定を受け総合支援法の対象となった時期までとする。

3 独立行政法人医薬品医療機器総合機構による健康被害救済制度又は予防接種法による健康被害の救済措置による申請をした者が、審査の結果、非認定と決定された場合は、給付を終了する。

(医療費及び医療手当の申請)

第9条 医療費及び医療手当の給付を受けようとする者又はその保護者は、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する医療費・医療手当給付申請書(第1号様式)により、市長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、医療に要した費用の自己負担額、医療を受けた日の属する月、その月において第4条各号に規定する医療を受けた日数の事実を証明することができる書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えなければならない。

(介護手当の申請)

第10条 介護手当の給付を受けようとする者又はその保護者は、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する介護手当給付申請書(第2号様式)により、市長に申請するものとする。

2 前項の申請には、身体機能が失われているという専門医による診断書(第3号様式)を添えるものとする。

3 介護手当の給付を受けている者は、毎年度、給付の申請を行わなければならない。

4 介護手当の給付を受けている者の障害の状態に変更があった場合は、新たに介護手当の申請を行わなければならない。

(給付の決定)

第11条 市長は、第9条第1項に規定する給付申請を行った者に対し、医療費及び医療手当を給付する場合は、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する医療費・医療手当給付決定通知書(第4号様式)を、給付しない場合は、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する医療費・医療手当給付却下決定通知書(第5号様式)を交付するものとする。

2 前条第1項に規定する給付申請を行った者に対し、介護手当を給付する場合は、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する介護手当給付決定通知書(第6号様式)を、給

付しない場合は、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する介護手当給付却下決定通知書(第7号様式)を交付するものとする。

(請求)

第12条 前条第1項に規定にする医療費・医療手当給付決定通知書の交付を受けた者は、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する医療費・医療手当請求書(第8号様式)により、市長に請求するものとする。

2 前条第2項に規定する介護手当給付決定通知書の交付を受けた者は、給付対象月の経過後にヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する介護手当請求書(第9号様式)により月を単位に市長に請求するものとする。

3 市は、適法な請求書受理後30日以内に、医療費、医療手当及び介護手当を給付するものとする。

(不正利得)

第13条 偽りその他不正の行為によって、医療費、医療手当及び介護手当を受けた者がいるときは、市長は、その者から医療費、医療手当及び介護手当の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第14条 本要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年(2015年)8月7日から施行する。

2 市は国がHPVワクチン接種後の副反応への対応を示した時点において見直しを図るものとする。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。